

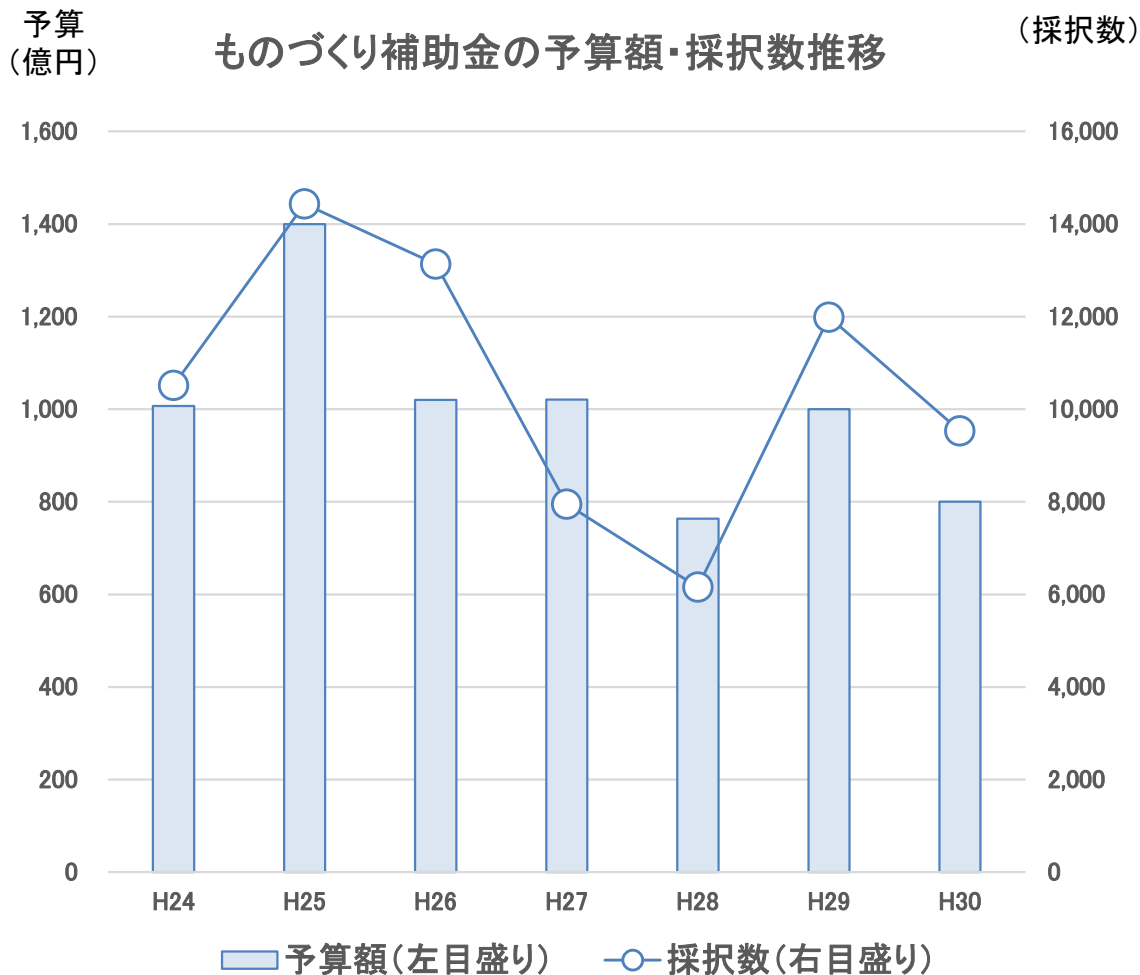
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 令和3年度補正予算等の概要

令和4年3月

中小企業庁

事業概要：ものづくり補助金【通常枠】の予算額、採択実績等

- ものづくり補助金は、平成24年度補正予算で創設されて以来、その時々々の経済課題に対応するために毎年度措置されており、これまでに延べ約9万者の設備投資を支援。
- 令和元年度補正予算では、海外展開や新たなビジネスモデル構築へと誘導を図るため、補助上限・補助要件が異なる「グローバル展開型」、「ビジネスモデル構築型」を新設。



令和元年度補正予算における事業類型

事業類型	事業概要	補助額
一般型	新製品・新サービスの開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作品開発を支援。	100万 ～ 1,000 万円
グローバル展開型	海外事業（海外拠点での活動を含む）の拡大・強化等を目的とした設備投資及び試作品開発を支援。	1,000 万 ～ 3,000 万円
ビジネスモデル構築型	30社以上の中小企業に対して革新的なビジネスモデル構築・事業計画策定を支援。	1億円

ものづくり補助金の見直し・拡充（令和3年度補正予算）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」について（令和3年11月19日閣議決定）【抄】

- コロナ下では、これまで進んでこなかったデジタル化が急速に進むなど、社会の変化の兆しが表れている。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、積極的な温暖化対策を通じて、産業構造や社会構造の変革をもたらす、大きな成長につなげていくことは喫緊の課題である。こうしたデジタル、グリーンエネルギーに加え、人工知能、量子、バイオ、宇宙等の先端技術やイノベーションに関わる投資、さらには、「人」への思い切った投資を行うことにより、生産性を引き上げていくことが「成長と分配の好循環」を実現する上で必要不可欠である。

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

1. 成長戦略

(2) 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」

③ 地方活性化に向けた積極的投資

Ⅰ 中小企業等の足腰強化と事業環境整備

中小企業等のグリーン・デジタル分野を含めた成長を後押しすべく、売上減少要件の緩和や特別枠の設定など拡充を図ることにより、新分野展開、業態転換など思い切った事業再構築の取組や生産性向上に資する設備投資、IT導入、販路開拓等を支援する。

2. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

(1) 民間部門における分配強化に向けた強力な支援

働く人への分配機能の強化のため、賃上げを行う企業への税制支援の抜本的強化を行うとともに、賃上げの機運醸成に取り組む。あわせて、最低賃金引上げを含めた賃上げの原資となる付加価値を創出する事業再構築や生産性向上に取り組む中小企業に対して、賃上げの促進を考慮して、強力な助成支援を行う。

中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算額 2,001億円

- (1) 中小企業庁 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁 経営支援課
- (4) 中小企業庁 財務課

事業の内容

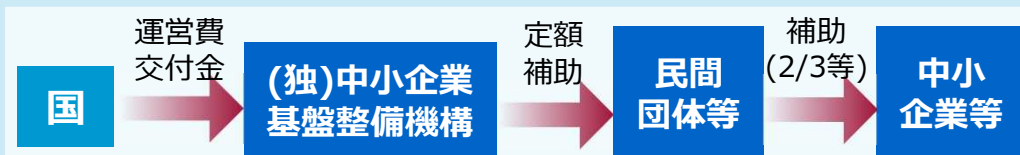
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の内容】

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

(2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や跡継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

(3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、

レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

(4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

ものづくり補助金（10次締切）の概要

中小機構HPに掲載

<https://seisansei.smrj.go.jp/pdf/0101.pdf>

生産性向上を目指す皆様へ

「ものづくり・商業・サービス補助金」が
さらに使いやすくなりました

ものづくり補助金だからできること。

補助上限金額 750万円～3,000万円、補助率 1/2～2/3
で新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。

※一般型（グリーン特枠）は補助上限750万円～1,250万円（従業員数に依る）、グローバル展開型は補助上限3,000万円

成長投資と事業環境変化を支える、新しい3つの類型。

【回復型賃上げ・雇用拡大枠】

業況が厳しい中での投資
補助上限 750～1,250万円
補助率 2/3

【デジタル枠】

DX、デジタル化に資する投資
補助上限 750～1,250万円
補助率 2/3

【グリーン枠】

温室効果ガスの排出削減、炭素
生産性向上に資する投資
補助上限 1,000～2,000万円
補助率 2/3

誰でも使える。生産性向上を目指すなら。

以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施する中小企業等[※]なら、どなたでもご応募いただけます。

- 要件①：付加価値額 +3%以上/年
- 要件②：給与支給総額 +1.5%以上/年
- 要件③：事業場内最低賃金 地域別最低賃金+30円

※業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。また、革新性や事業性等の審査がございます。公募締切毎に異なりますが、2～3倍程度の採択倍率です。

かつてない「使いやすさ」へ。



最適なタイミングでの申請。十分な準備・事業期間の確保が可能に！



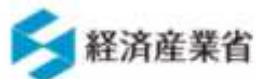
あらゆる補助金の手続を一つのポータルサイトに集約！（J-Grants）



新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む事業者向けに、3つの特別枠を創設！

※詳細については、裏面（次ページ）を参照下さい。

令和元年度補正予算及び令和3年度補正予算で中小機構に措置



活用例

事例（通常枠）

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入

活用イメージ（デジタル枠）

- ・IoTやセンサー技術を活用した製品開発のため、製造機械を新たに導入
- ・受発注や在庫管理の電子化するため、専用システムを新たに導入

活用イメージ（グリーン枠）

- ・省エネ・環境性能に優れた新製品開発のため、機械と専用システムを新たに導入
- ・労働生産性向上を伴いつつ脱炭素に繋がる製造設備の導入

新しいメニューで、様々な取組に対応。

事業類型	概要	補助上限	補助率
通常枠	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。	750万円～1,250万円	1/2 小規模・再生事業者 2/3
一般型	回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者（注）であって、賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 <small>（注）前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。</small>	750万円～1,250万円	2/3
	デジタル枠 DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～1,250万円	2/3
	グリーン枠 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	1,000万円～2,000万円	2/3
グローバル展開型	海外事業（海外拠点での活動を含む）の拡大・強化等を目的とした設備投資等を支援。	3,000万円	1/2 小規模 2/3
ビジネスモデル構築型	中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを補助。（例：面的デジタル化支援、デザイン経営実践支援、D2C導入FS等）	1億円	大企業1/2 上記以外2/3

＜令和元年度補正・令和3年度補正予算のものづくり補助金の今後のスケジュール＞

- 2月16日（水） 公募開始
- 3月15日（火） 電子申請受付
- 5月11日（水） 応募締切（10次締切）

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください。



※本事業の過去の締切回において不採択となった事業者の方は、10次締切に再度応募いただくことが可能です。ただし、要件等が変更となりますので、ご注意ください。なお、10次締切分の採択発表は、令和4年7月中旬を予定しています。令和4年度内に複数回の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時採択発表を行います（予定は変更する場合があります）。

重要！ 本補助金の申請にはGbizID（アカウント）の取得が必要です。
ID取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。



ものづくり補助金の見直し・拡充（令和3年度補正予算）

- 令和元年度補正予算で措置され、継続して実施している「一般型」等と一体で執行を行い、**10次締切から公募を開始（令和4年2月16日～）**。

1. 従業員規模に応じた補助上限額の設定

限られた政策資源で、最低賃金引上げを含めた賃上げの原資となる付加価値を創出する事業者を支援するため、従来一律**1,000万円**としていた**通常枠の補助上限額**を従業員の規模に応じて、**従業員数21人以上：1,250万円、6～20人：1,000万円、5人以下：750万円**に見直し。

2. 補助対象事業者の見直し・拡充

補助対象事業者に、**資本金10億円未満の「特定事業者」**を追加する。また、**企業再生に取り組む（※）事業者**を対象に、**補助率を2/3に引き上げ**（通常の中小企業は1/2）、手厚く支援。

（※）中小企業再生支援スキームに則り再生計画を策定

3. 回復型賃上げ・雇用拡大枠の新設

業況が厳しい事業者（※1）に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援する申請類型を新設し、**補助率を2/3に引き上げ**（通常枠は1/2）手厚く支援（※2）。

（※1）前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者

（※2）給与支給総額又は事業場内最低賃金の増加目標が未達の場合に補助金額の全額返還を求め、賃上げの実効性を担保する。

4. デジタル枠の新設

DX（デジタル・トランスフォーメーション）に資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、**補助率を2/3に引き上げた**（通常枠は1/2）新たな申請類型を創設。

これに伴い、令和2年度第3次補正で措置した「低感染リスク型ビジネス枠」の申請類型は9次締切をもって終了。

5. グリーン枠の新設

温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、**補助上限額最大2,000万円、補助率2/3**の新たな申請類型を創設。

1. 従業員規模に応じた補助上限額の設定

- 限られた政策資源で、最低賃金引上げを含めた賃上げの原資となる付加価値を創出する事業者を支援するため、従来一律1,000万円としていた**通常枠の補助上限額**を**従業員の規模に応じて、従業員数21人以上：1,250万円、6～20人：1,000万円、5人以下：750万円**に見直し。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限金額		補助率
	第9回締切まで	第10回締切以降	
5人以下	1,000万円以内	<u>750万円以内</u>	【中小企業】1/2以内 【小規模事業者、 <u>再生事業者</u> 】 2/3以内
6人～20人		<u>1,000万円以内</u>	
21人以上		<u>1,250万円以内</u>	

2. 補助対象事業者の見直し・拡充

- 補助対象事業者に、資本金10億円未満の「特定事業者」を追加する。
- 再生事業者を対象とした加点を行うとともに、補助率を2/3に引き上げて支援。

特定事業者の追加

- ・令和3年8月に一部が施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」において、中小企業から中堅企業への成長途上（規模拡大パス）にある企業群の支援を目的として、中小企業等経営強化法等に新たな支援対象類型（特定事業者）が創設された。
- ・これに伴い、ものづくり補助金の補助対象事業者にも資本金10億円未満の特定事業者を追加する。

中小企業者

業種	中小企業者（いずれかを満たす）	
	資本金額	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

特定事業者

業種	今回追加する対象者（両方を満たす）	
	資本金額	従業員数
製造業等	10億円未満	500人以下
卸売業		400人以下
サービス業		300人以下
小売業		

↑法律上の特定事業者

再生事業者

- ・再生事業者（中小企業再生支援スキーム等に則り再生計画を策定する事業者）を対象として、加点により採択を優遇するとともに、補助率を2/3に引き上げて支援。なお、再生事業者である場合には、返還要件^(※)を免除する。

(※)要件未達の場合には、補助金の一部返還を求めるもの 7

3. 回復型賃上げ・雇用拡大枠の新設

- **業況が厳しい事業者**に対して、賃上げ・雇用拡大に取り組むための生産性向上を支援する申請類型を創設し、**補助率を2/3に引き上げて**支援。

回復型賃上げ・雇用拡大枠の対象となる事業者

通常枠の要件(①～③)に加えて、応募締切時点の前年度の事業年度の課税所得がゼロであり、常時使用する従業員がいる事業者が支援対象。

【基本要件】

次の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定していること。

- ①事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加すること。
- ②給与支給総額を年率平均1.5%以上増加すること。
- ③事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること。

【追加要件】

- ④応募締切時点の前年度の事業年度の課税所得がゼロであり、常時使用する従業員がいること。

【補助金の返還要件】

上記の②給与支給総額、又は、③事業場内最低賃金の増加目標が補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において未達の場合には、補助金交付額の**全額**返還を求めることで、賃上げ・雇用拡大の実効性を確保する。

4. デジタル枠の創設

- DX（デジタル・トランスフォーメーション）に資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、補助率を2/3に引き上げた新たな申請類型を創設。

デジタル枠の対象となる事業者

【基本要件】

次の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定していること。

- ①事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加すること。
- ②給与支給総額を年率平均1.5%以上増加すること。
- ③事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金＋30円以上の水準にすること。

【追加要件】

- ④DXに資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業計画であること。
- ⑤経済産業省が公開する「DX推進指標」を活用して、DX推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施するとともに、自己診断結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出していること。
- ⑥IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」いずれかの宣言を行っていること。

（参考）DX推進指標サイト：https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/dx/dx.html 自己診断結果入力サイト：<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>
SECURITY ACTION宣言サイト：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/sa/index.html>

※DX戦略、CIO等の公表、人材の育成・確保に向けた取組をしている事業者にあつては、審査において**加**点。

5. グリーン枠の創設

- 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、補助上限額と補助率に引き上げた新たな申請類型を創設。

※炭素生産性 = 付加価値額 / エネルギー起源二酸化炭素排出量

グリーン枠の対象となる事業者

【基本要件】(前ページ参照)

+

【追加要件】

③ 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業計画であること。

④ 3～5年の事業計画期間内に、事業場単位での炭素生産性を年率平均1%以上増加する事業であること。

※労働生産性と炭素生産性向上のいずれも必要であり、生産プロセスやサービス提供方法の改善を伴わない設備更新(例:既存機械装置をエネルギー効率の高い機械装置に入れ替えることのみを目的とした事業計画である場合等)は支援対象とはなりません。

⑤ これまでに自社で実施してきた温室効果ガス排出削減の取組の有無(ある場合は取組内容)を示すこと。

補助上限額・補助率

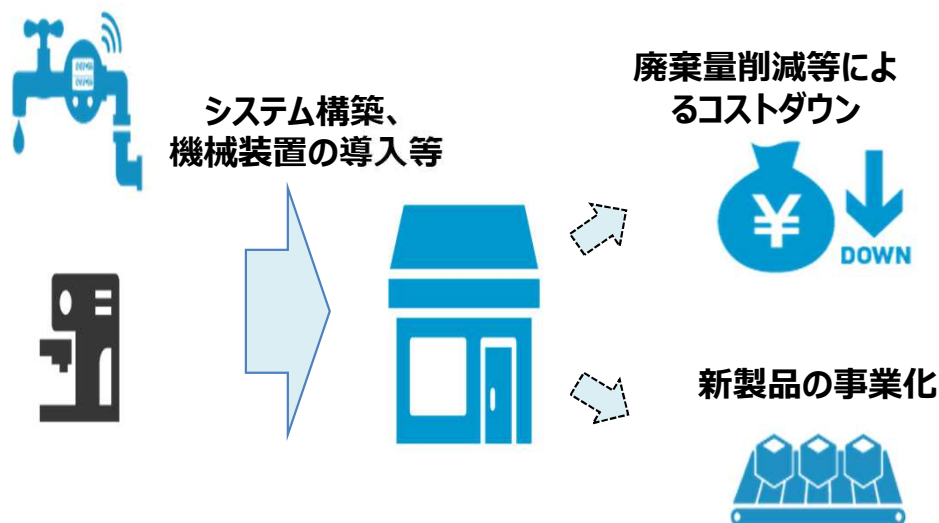
従業員規模	補助上限金額	補助率
5人以下	1,000万円以内	2/3以内
6人～20人	1,500万円以内	
21人以上	2,000万円以内	

6. デジタル枠・グリーン枠の想定活用事例

【デジタル枠】

飲食・小売業

・飲食・小売店と食品製造工場を所有。店舗に**需要予測システムを導入**することで、販売機会損失と廃棄量を削減。**新製品開発**とあわせて、工場の製造ラインに**AIを活用した不良品検知のシステムを導入**し、**生産性と付加価値の向上**を目指す。



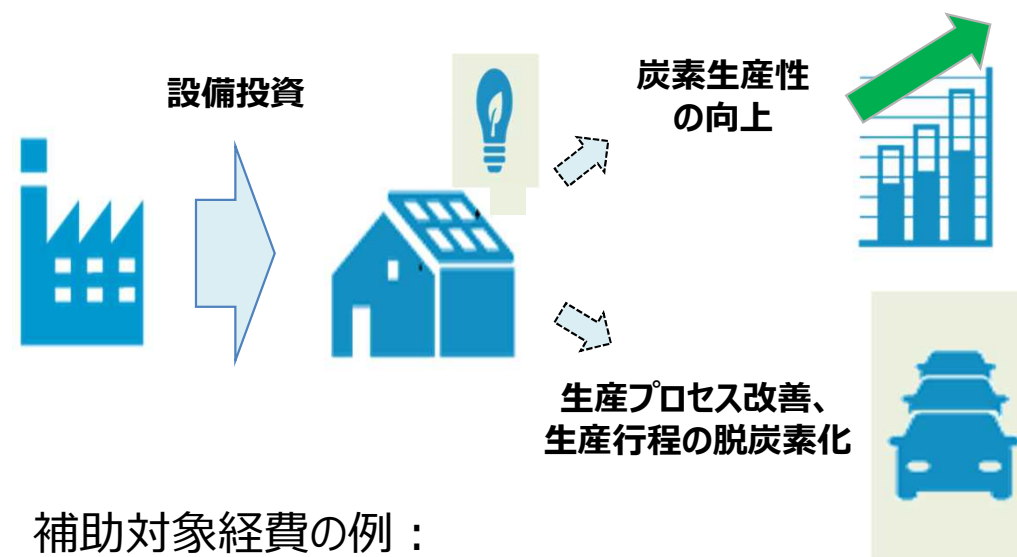
補助対象経費の例：

- ・AIを活用した**システム構築**に要する費用
- ・新製品開発のための**機械装置**に要する費用
- ・需要予測システムに係る**クラウドサービス利用費**

【グリーン枠】

製造業

・**脱炭素化に寄与する設備・システムを導入**するとともに、電気自動車向け部品を製造するための**機械装置を導入**することで、**生産工程の脱炭素化と付加価値向上の両立を目指す**。



補助対象経費の例：

- ・専門家による技術導入に要する費用。
- ・脱炭素化に寄与する**システム構築**に要する費用
- ・エネルギー効率に優れた**機械**を導入する費用。

※単にソーラーパネル等を導入して売電を行うような事業や、既存設備の更新・改修は補助対象になりません。

ものづくり補助金の申請要件の概要

対象対象者 : 中小企業、個人事業主、企業組合、商工組合 等 (※1)

※1 「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定するもの及び特定非営利活動法人の一部に限ります。
また、みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等）に該当する場合には、補助対象者になりません。

補助対象経費 : 機械装置・システム購入費 (※2)、技術導入費、専門家経費、運搬費 等

※2 単価50万円（税抜き）以上の設備投資が必須となります。

基本要件 : 以下を満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行

- ・付加価値額 + 3%以上/年
- ・給与支給総額 + 1.5%以上/年
- ・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円

応募時に必要な提出書類 : 事業計画書（様式任意・10枚以内）、決算書等

減点 : 応募締切日から過去3年間に、類似の補助金（*）の交付決定を1回受けている場合（過去3年間に、既に2回以上交付決定を受けた事業者は申請対象外となります。）

* 平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業、令和元年度補正・令和二年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業

詳細については、ものづくり補助金総合サイト【<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>】に掲載される最新の公募要領等を参照してください。

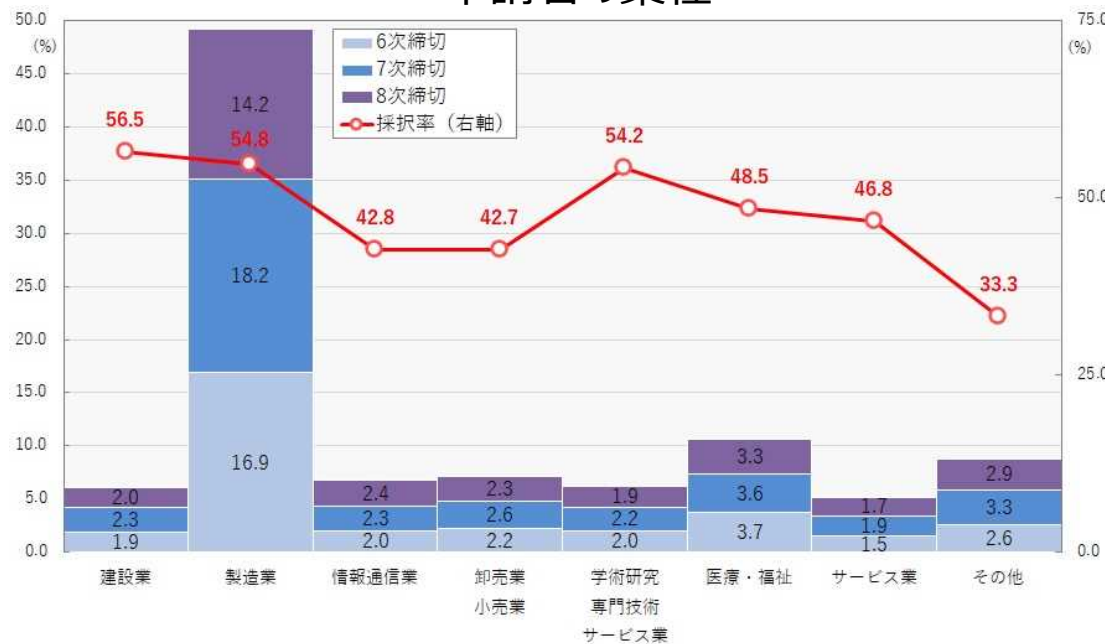
(参考) ものづくり補助金の申請件数等

出典: <https://portal.monodukuri-hojo.jp/dataportal.html>

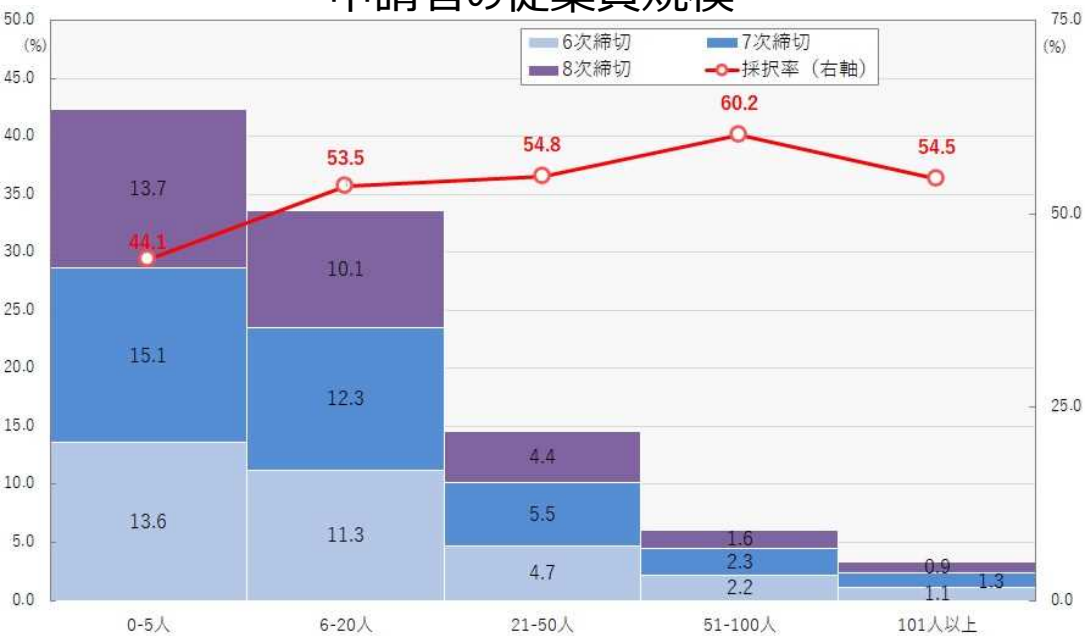
申請件数の推移



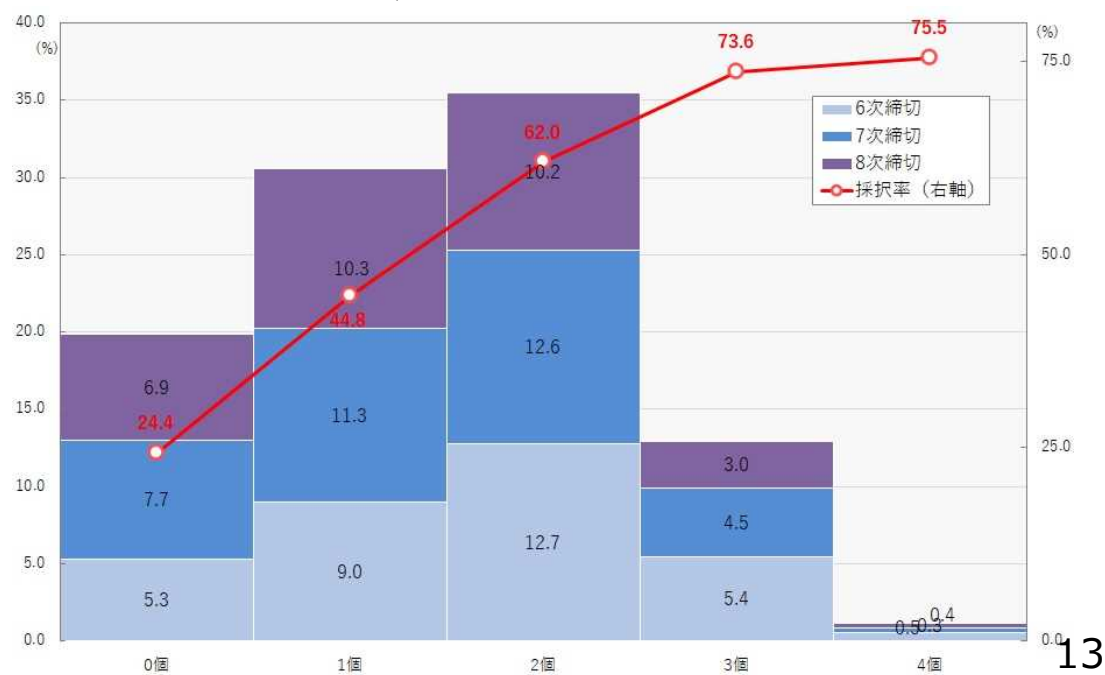
申請者の業種



申請者の従業員規模



加点項目の数と採択率



グリーン枠への応募にあたって必要となる書類

- グリーン枠の申請では、すべての申請類型で提出が必要な事業計画書（A410枚程度）に加えて、炭素生産性向上の取組及び温室効果ガス排出削減等の取組状況の提出が必須。
- 公募要領に定める審査項目に沿って、外部専門家が評価。

公募要領(10次締切分) 審査項目・加点項目(抜粋)

(5)炭素生産性向上の取組等の妥当性(グリーン枠のみ。【様式2】を元に審査します。)

- ① 炭素生産性を向上させるための課題が明確になっており、温室効果ガスの排出削減等に対して有効な投資となっているか。
- ② 炭素生産性を向上させるための取組内容が具体的に示されており、その算出根拠、効果が妥当なものとなっているか。
- ③ 設備投資の効果が定量的に示されており、その算出根拠が妥当なものとなっているか。また、本事業の目標に対する達成度の考え方、見込みが明確に設定されているか。
- ④ 温室効果ガスの排出削減、エネルギー消費削減等に資する継続的な取組が実施されているか。



様式2:炭素生産性向上の取組及び温室効果ガス排出削減等の取組状況

- 1. 炭素生産性向上の取組の全体像
- 2. 補助事業における具体的な取組内容
- 3. 事業計画期間における炭素生産性向上の見込み
- 4. 温室効果ガス排出削減等の対策・取組状況等（*）

（*）エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）又は地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガスの排出量の報告（定期報告）を行っている事業者である場合は、提出した報告書の写しで可。

様式2における記載事項①

1. 炭素生産性向上の取組の全体像

※本事業の補助対象となる経費は、機械装置、システム構築費等に限られます。構築物（太陽光パネル本体等）や建物付属設備（蓄電池電源設備等）は補助対象経費になりません。補助対象経費となる項目の詳細は、公募要領をご確認ください。

【記載イメージ】

- ・本補助金により、生産工程の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入を進める。
- ・具体的には、自社工場内の●●工程にA社製のYYYYを導入するとともに、新製品の試作開発を目的としてB社製のZZZを導入する。あわせて、自己資本により太陽光パネルを設置する。
- ・投資初年度の取組：
- ・次年度以降の取組：
- ・以上のような取組を通じて、生産プロセスを効率化するとともに、二酸化炭素排出量を○%程度削減する。

写真：工場の外観、工場生産ライン、取得予定の機械装置のイメージ 等

図：計画イメージ、製品イメージ 等

表：中長期的な炭素生産性の推移（見込）等

様式 2 における記載事項②

2. 補助事業における具体的な取組内容

※補助事業を通じて導入する設備の具体的な内容（予定するメーカー、型番等も含む）を記載してください。また、設備の導入によって事業所の炭素生産性が1%以上向上することの妥当性を説明してください。

※設備導入前及び設備導入後の付加価値額・CO2排出量の算出根拠を可能な限り具体的に記載してください。加えて、革新的な製品開発・サービス提供によって、顧客やユーザー等の炭素生産性向上に貢献するような取組である場合には、想定される効果を可能な限り具体的に記載してください。

※炭素生産性＝付加価値額／エネルギー起源二酸化炭素排出量

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

【記載イメージ】

●炭素生産性向上の算定

（1）設備の導入前（基準年度）

- ①付加価値額 : 千円
- ②CO2排出量 : t / CO2
- 【炭素生産性】 : ①÷②＝

（2）設備導入後（補助事業終了後1年目）

・設備の導入による効果

- ③付加価値額 : 千円
- ④CO2排出量 : t / CO2
- 【炭素生産性】 : ③÷④＝

（3）設備投資前後の炭素生産性の向上率

$$(2) \text{ の炭素生産性} - (1) \text{ の炭素生産性} = \quad \% \geq 1\%$$

<生産プロセス・サービス提供方法等の改善によって炭素生産性を向上する場合>

導入設備の仕様、定格エネルギー使用量（CO2排出量）、エネルギー効率、生産能力、年間稼働時間など、CO2排出量の変化の算出根拠を可能な限り具体的に記載してください。

様式 2 における記載事項③

3. 事業計画期間における炭素生産性向上の見込み

※基準年度から3～5年後の目標年度にかけて、補助事業の成果を含めた事業場全体の取組を通じて想定される炭素生産性向上の見込みを示してください。

※CO2排出量の把握については、以下URLに「エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツール」というエクセル形式の資料が公開されておりますので、必要に応じて参照してください。エネルギー起源二酸化炭素排出量を算出の上、記載イメージを参考に、事業計画期間における炭素生産性の向上の見込みをお示してください。なお、それぞれの数字の妥当性・算出根拠（特に、基準年度以外）については、可能な限り具体的に記載してください。

※事業計画期間における炭素生産性の向上率については、別途電子申請システムへの入力が必要となります。入力内容と本ページへの記載内容に乖離が生じないように、ご注意ください。

【経済産業省ホームページ】

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

【記載イメージ】

<事業計画期間における炭素生産性の向上率イメージ>

・炭素生産性の計算単位は、「会社全体」または「事業所単位」のいずれかで作成していただきます。

計算単位:会社全体	基準年度	補助事業終了後				
		1年目	2年目	3年目	4年目	〃5年目
	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期
①営業利益	7,500,000	7,600,000	8,000,000	8,400,000	8,800,000	9,200,000
②人件費	12,000,000	13,100,000	13,300,000	13,500,000	13,700,000	13,900,000
③減価償却費	750,000	770,000	770,000	770,000	800,000	800,000
④付加価値額 (①+②+③)	20,250,000	21,470,000	22,070,000	22,670,000	23,300,000	23,900,000
⑤エネルギー起源二酸化炭素排出量(t-CO2)	90,000	90,500	92,000	92,500	93,000	93,500
⑥炭素生産性(④/⑤)	225.00	237.24	239.89	245.08	250.54	255.61
炭素生産性の向上割合(対基準年度/%)	-	5.4	6.6	8.9	11.4	13.6

様式 2 における記載事項④


4. 温室効果ガス排出削減等の対策・取組状況等

※これまでに自社で取り組まれてきた温室効果ガス排出削減等に資する対策や取組の内容について、可能な限り具体的に記載してください。

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）又は地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガスの排出量の報告（定期報告）を行っている事業者である場合は、提出した報告書の写し（原則3年分）の提出により、本項目の記載は不要です。

【記載イメージ】

- ・ 高効率の照明・空調・熱源機器の活用によるエネルギー消費削減及び定量的効果、
- ・ 電気自動車の利用、暖房・給湯のヒートポンプ利用による削減及び定量的効果、
- ・ 節電・節水、クールビズなどの省エネ対策及び定量的効果、
- ・ 太陽光・風力等のクリーンエネルギーの導入とCO₂排出削減及び定量的効果 等

- 
- ・ 様式 2 の作成にあっては、必要に応じて記述欄を拡大していただくことは差し支えありません。図表や写真等を用い、具体的かつ詳細に記載してください。
 - ・ 審査項目に沿って、必要となる記載事項が適切に記載されているか。

(参考) ものづくり補助金関連WEBサイト

1. ものづくり補助金総合サイト (全国中小企業団体中央会)

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

公募要領

https://portal.monodukuri-hojo.jp/common/bunsho/ippan/10th/reiwakoubo_20220302.pdf

公募要領(概要版)

https://portal.monodukuri-hojo.jp/common/bunsho/ippan/10th/gaiyou_20220216.pdf

2. ものづくり補助事業関連サイト・もの補助成果事例検索 (全国中小企業団体中央会)

<https://www.monodukuri-hojo.jp/>

3. 中小企業生産性革命推進事業 (独立行政法人中小企業基盤整備機構)

<https://seisansei.smrj.go.jp/>